

## 序-1 立地適正化計画とは

我が国の都市における今後のまちづくりは、人口の急激な減少と高齢化を背景として、高齢者や子育て世代にとって安心できる、健康で快適な生活環境や、財政面および経済面において持続可能な都市経営を実現するため、医療・福祉・商業施設などの都市機能の集約・再編等によるコンパクトシティの推進と地域交通ネットワークの再構築等による「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考えでまちづくりを進めていくことが重要となっています。

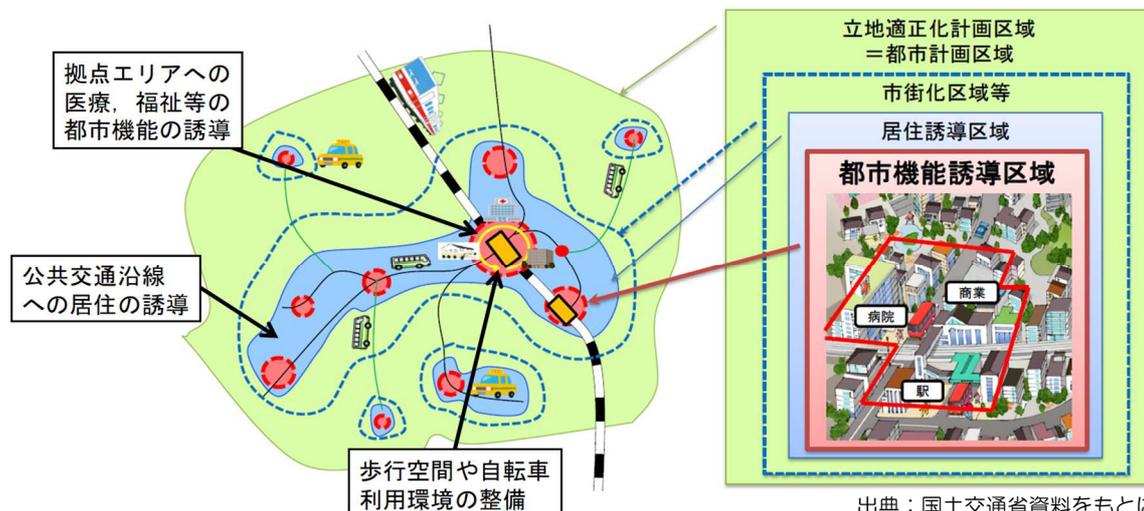
「立地適正化計画」は、その実現に向けて、2014（平成26）年8月の都市再生特別措置法の一部改正により創設された制度で、医療・福祉・商業施設や住宅の立地に焦点が当てられる一方、人口が減少に転じ、民間の投資意欲が弱くなるなかで、将来の都市像を明示し、財政・金融・税制等の経済的インセンティブにより、コンパクトなまちづくりへと誘導していくための計画として、市町村が策定することができる計画です。

## 序-2 立地適正化計画に定める事項

立地適正化計画は、都市計画区域内において、医療・福祉・商業などの都市機能や居住を誘導する区域を設定するほか、区域内へ誘導するための施策などを定めるものであり、計画に記載すべき事項が以下のとおり定められています。

- ① 立地適正化計画の区域
- ② 住宅および都市機能増進施設<sup>※</sup>の立地の適正化に関する基本的な方針
- ③ 都市の居住者の居住を誘導すべき区域（居住誘導区域）
- ④ 都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域（都市機能誘導区域）
- ⑤ 都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設（誘導施設）
- ⑥ 居住の誘導や誘導施設の立地を誘導するために市町村が講ずべき施策
- ⑦ 都市の防災機能の確保に関する指針（防災指針）

※都市機能増進施設：医療・福祉・商業・教育文化・行政など都市の居住者の共同の福祉または利便のため必要な施設



出典：国土交通省資料をもとに作成